

第1章 基本構想策定に向けて

1 鎌倉市を取り巻く現況

(1) 鎌倉市の歴史的遺産の特徴

鎌倉には、一万年以上前の旧石器時代以来、縄文時代・弥生時代・古墳時代と続く人々の営みや、奈良時代以降の官衙の跡など、長い歴史の痕跡が刻まれています。さらに源頼朝が鎌倉幕府を開くと京都に並ぶ中世都市となり、近世・近代と命脈を保ちました。生きた遺産として今も市内各地で宗教活動が続ける多数の神社仏閣をはじめ、中世の道路網を踏襲した都市構造、切通ややぐら等といった土木遺構が数多く残されています。

また、三方を山に囲まれた鎌倉地域の全域、そして市域全体の7割が埋蔵文化財包蔵地となっており、中世都市遺跡を中心とする考古学的遺産の宝庫でもあります。

その一方で、近代以降、とくに明治初年にドイツ人医師ベルツ博士により海浜保養の適地として紹介されたことを契機に、明治22年(1889年)の横須賀線開業、明治32年(1899年)の御用邸造営を経て別荘文化が育まれました。そのもとに建築された別荘をはじめ、近代の洋風・和風建築物が市内各所に多数残されています。

このように鎌倉は、各時代の建造物や考古学的遺跡が市内の各所に数多く点在し、緑豊かな自然環境と相まって、現在のまちとそれら歴史的遺産がモザイク画のように共存しています。

(2) 豊かな自然環境

古くから「気候温暖、風光明媚」の地として知られている鎌倉は、市域北部を流れる柏尾川沿いと南東部を流れる滑川沿いの平地部を除いて、広く山稜や台地で占められています。山稜部は豊かな自然環境の基盤となっており、古都保存法（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）により指定する歴史的風土保存区域をはじめ、広町・台峯・常盤山の三大緑地等、現在でも約1,300haの樹林地を形成しています。また、文化財保護法に基づく史跡指定をはじめとして、古都保存法・都市緑地法・鎌倉市風致地区条例等によっても、鎌倉の自然環境は守られています。

鎌倉の数多い歴史的遺産は、この豊かな自然環境の中で営まれてきたのです。

(3) 鎌倉市における歴史的遺産・自然環境の保護

大正12年（1923年）に発生した大正関東地震によって、市内の社寺や文化財は大きな被害を受けました。このような災害から文化財を保護するための施設として、昭和3年（1928年）に建設されたのが、鎌倉国宝館です。建設にあたっては、鎌倉同人会や多くの市民からの寄付が資金となりました。

昭和に入り高度経済成長期を迎えると、全国で開発が進められるようになり、社会問題となっていきました。この波は鎌倉にも押し寄せ、昭和39年（1964年）には、鶴岡八幡宮の裏山である御谷にも宅地造成の計画が持ち上がります。これに反対する住民運動に鎌倉在住の文化人や著名人などが加わり、御谷騒動として全国的に報道されると、これに共感する多くの方から開発反対の署名と寄付金が集まりました。鎌倉市から出資を受け設立された財団法人鎌倉風致保存会（現公益財団法人鎌倉風致保存会）が受け皿となり、全国から募った寄付金で宅地造成の計画地の一部（1.5ヘクタール）を買い取って御谷の山林を守ったことで、日本におけるナショナル・トラスト運動（市民から寄付を募り土地や歴史的建造物を保全するイギリスの運動）の先駆けとなりました。

また、御谷騒動を契機として古都を守ろうとする世論と市民運動の高まりが大きな力となり、昭和41年（1966年）には、超党派の議員立法として古都保存法（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）が制定され、法規制により古都の歴史的風土が守られることとなりました。

このように鎌倉の優れた歴史的遺産と貴重な自然環境は、鎌倉市民をはじめ多くの先人達の不断の努力によって、守られてきました。

(4) 「歴史的遺産と共生するまちづくり」の取組

鎌倉市は、神奈川県、横浜市及び逗子市と協力し、「武家の古都・鎌倉」のコンセプトにより世界遺産登録を目指していましたが、平成25年（2013年）にユネスコの諮問機関であるイコモスから「不記載」勧告を受けたため、推薦を取り下げました。

これを契機として、鎌倉市では、貴重な歴史的遺産の保全・継承に努めるだけでなく、歴史や文化を身近に感じ、市民が暮らしやすく誇りに思えるまちとするため、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を進めることとして、具体的な施策として次の取組を進めています。

ア 「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」の推進

平成27年(2015年)12月、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」に基づく「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」を策定するとともに、平成28年(2016年)1月に文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の認定を受けました。これにより、当該計画に登載した歴史的風致の維持向上に資する様々な事業について、国の支援を受けながら進めることができるようになりました。

イ 日本遺産「いざ鎌倉～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～」の認定

日本遺産は、文化庁が地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するもので、平成27年度(2015年度)から始まった制度です。

鎌倉市では、「歴史的風致維持向上計画」で抽出した6つの歴史的風致をベースに、「いざ鎌倉～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～」というストーリーを組み立て、平成28年度(2016年度)に認定を受けました。

「日本遺産」の認定を受けたことで、日本遺産魅力発信推進事業の補助金を活用し、これまで以上に市の魅力を国内外へ発信しています。

ウ 鎌倉歴史文化交流館の整備

これまで、鎌倉市には歴史全般を学ぶことができる施設、豊富な出土品を展示・紹介する施設がありませんでしたが、これらの課題を解決していくための施設として、平成29年(2017年)5月に鎌倉歴史文化交流館を開館しました。

鎌倉歴史文化交流館の敷地及び建物は、当初は「武家の古都・鎌倉」が世界遺産に登録されることを見越し、そのガイダンス施設として整備する予定でしたが、イコモスからの不記載勧告を受けて推薦を取り下げたため計画を変更し、建物の改修工事を経て、市民や来訪者の方々が集い、学ぶ場として整備したものです。

エ 国指定史跡永福寺跡の整備・公開

永福寺は、奥州合戦等で命を落とした源義経や藤原泰衡らをはじめとする諸霊を供養するため、源頼朝が建立した寺院です。壮大華麗な大寺院として隆盛しましたが、室町時代の火災以降は再建されず、のちに廃寺となりました。

永福寺跡は、昭和41年(1966年)に国の史跡指定を受けた後、昭和58年(1983

年)～平成8年(1996年)にかけて中心域約15,800㎡の発掘調査を行い、中心の二階堂、阿弥陀堂・薬師堂が複廊で繋がり、翼廊・中門・釣殿といった寝殿造風の建物と一体の建物群を構成していること、建物の前面には大きな池があり、橋が架けられていたこと、周囲の山にも人の手が加わり、堀切や経塚がつくられていること等、多くのことが明らかになりました。

この発掘調査の成果に基づき、鎌倉市では、史跡指定地の公有化を進めるとともに、平成19年(2007年)からは、調査結果を基にした建物の基壇と庭園の復元等、環境整備事業を進め、平成30年度(2018年度)に整備工事を終え、一般公開を開始しました。

2 これまでの博物館計画と既存施設

鎌倉市における博物館計画については、平成8年(1996年)に文化財資料館を設置する予定で稲村ガ崎四丁目用地を取得したほか、文化財資料館の一部の機能を満たすものとして由比ガ浜の旧鈴木邸に中世歴史調査研究室を置いて埋蔵文化財の調査研究等を行っていたものの、文化財資料館の設置には至りませんでした。

その後、美術館及び博物館の整備に向けた計画として、平成13年度(2001年度)に鎌倉市が寄附を受けた野村総合研究所跡地を活用した「(仮称)鎌倉博物館展示等整備計画」を平成21年(2009年)5月に策定しましたが、当該計画は厳しい財政状況等により進めることができず、中断した状態になっていました。

そのような中で、扇ガ谷の敷地と建物を寄附等により取得したことから、鎌倉歴史文化交流館を平成29年(2017年)にオープンしました。

現在は、鎌倉国宝館とこの鎌倉歴史文化交流館が鎌倉の博物館機能を担う中心的施設となっています。

3 本構想策定の必要性和目的

鎌倉市の特徴・強みである豊富な歴史的遺産及び豊かな自然環境を生かし、それを積極的に発信していくにあたり、博物館は有効なツールとなります。

今後、本市が推進する「歴史的遺産と共生するまちづくり」に関連した諸施策を総合化することにより、「鎌倉市にふさわしい博物館」を構築していく必要があります。

そこで、これまで整備してきた鎌倉市の現状を踏まえ、次章の基本的な考え方に基づいて「鎌倉市にふさわしい博物館」の構想を策定するものです。